

補助金等に関する問い合わせは、各所管課へお願いします。※所管課名及び交付先は令和4年4月1日現在のものです。

(単位:千円)

No.	会計	所管課名	件名	補助の概要	補助の目的	補助の効果	交付先	令和3年度当初予算額	令和4年度当初予算額	予算額増減額	見直し及び廃止の理由と内容
1	介護保険事業	長寿福祉課	訪問型サービスB立上支援及び運営補助金及び通所型サービスB実施事業補助金	総合事業の多様なサービスのうち、住民主体によるサービス提供を推進するため、当該サービスの立上げ及び運営に要する費用について補助するもの。	住民主体によるサービス提供団体に対し、補助金を交付することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進する。	住民同士が支え合う仕組みづくりをすることで、地域でのつながりが活性化する。	訪問型サービスB又は通所型サービスBの設置・運営を行うとする団体	17,100	17,217	117	—
2	国民健康保険事業	国保・高齢者医療課	人間ドック・歯科ドック助成金	高松市国民健康保険被保険者に対し、人間ドック・歯科ドックの受診に係る費用の一部を助成するもの。	高松市国民健康保険被保険者に対し、人間ドック・歯科ドックの受診を促し、疾病の発生の防止、疾病の早期発見による重症化の防止等を図り、もって被保険者の健康の保持増進及び健康管理意識の向上に寄与する。	疾病の発生の防止、早期発見による重症化の防止等を行うことで、医療費の適正化が図られ、併せて保険給付費の抑制につながる。	・人間ドック:35歳以上、歯科ドック:40歳以上であり、被保険者の資格を有するもの ・納期限が到来している国民健康保険料を完納している者	20,839	20,839	0	【人間ドックについて】 ・助成額の引下げ 理由:特定健診の助成額約10,000円に対し、これまでのドックの助成額は15,000~25,000と高額であったため、令和2年度から2/3に引き下げた。 ・対象年齢の引下げ 理由:受診率の低い40歳~50歳代の受診習慣及び健康管理意識の醸成が必要であるため ・重複受診の禁止 理由:重複助成を避けるため、一般ドックと特定健診の重複受診は不可としているが、脳ドックは一般ドックと同様に特定健診と同じ検査項目が含まれているにも関わらず、重複受診を可としていたため(ただし、簡易脳ドックは可)
3	介護保険事業	介護保険課	住宅改修支援事業補助金	介護サービスにおける住宅改修を行う際には、「住宅改修が必要な理由書」等が必要となっており、居宅介護支援の提供を受けていない要介護認定者等が住宅改修を行う場合に、「住宅改修が必要な理由書」を作成する介護支援専門員等に対し、1件当たり2,000円を補助するもの。	居宅介護支援の提供を受けていない要介護認定者においてもサービスが利用できるようにすることで、介護保険サービスの利用促進を図る。	介護サービス利用の促進が図られる。	介護支援専門員等の属する事業所	96	96	0	—
4	介護保険事業	地域包括支援センター	認知症カフェ整備費補助金	認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)に基づき、認知症の人や介護者への支援のため、認知症カフェを整備することに要する費用の一部を補助するもの。	認知症の人やその家族が安心して気軽に集える認知症カフェを身近な場所で設置・運営できるよう支援する。	認知症の人と家族が、地域住民、専門職等を交えて、相互の情報を共有でき、理解し合う場ができることで、認知症の人への支援やその家族の介護負担感の軽減につながる。	認知症カフェの設置・運営を希望する団体	100	0	▲100	見直した結果、初期の目的を達したため廃止した。
5	介護保険事業	地域包括支援センター	認知症カフェ運営費補助金	認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)に基づき、認知症の人や介護者への支援のため、認知症カフェを運営することに要する費用の一部を補助するもの。	認知症の人やその家族が安心して気軽に集える認知症カフェを身近な場所で運営できるよう支援する。	認知症の人と家族が、地域住民、専門職等を交えて、相互の情報を共有でき、理解し合う場ができることで、認知症の人への支援やその家族の介護負担感の軽減につながる。	認知症カフェの運営を希望する団体	2,190	1,860	▲330	運営経費の補助金額と補助対象経費について見直した。

補助金等に関する問い合わせは、各所管課へお願いします。※所管課名及び交付先は令和4年4月1日現在のものです。

(単位:千円)

No.	会計	所管課名	件名	補助の概要	補助の目的	補助の効果	交付先	令和3年度 当初予算額	令和4年度 当初予算額	予算額 増減額	見直し及び廃止の理由と内容
6	介護保険 事業	長寿福祉課	元気支度応援金	介護予防教室「はつらつくらぶ」を修了した後、スポーツクラブ等での活動に移行し、3か月以上継続した高齢者を対象に、自力で健康を維持することを目的として応援金を支給するもの。	広く市民に周知し、高齢者の運動習慣の定着を図るなど介護予防に取り組み、水際で、フレイルを予防し、要支援、要介護状態への移行を抑える。	健康寿命の延伸、要介護認定率の低下、介護保険給付費の抑制等を見込んでいる。	「はつらつくらぶ(一般介護予防事業)」の教室を修了し、その後スポーツクラブ等へ入会し、3か月以上活動を継続している者	3,000	6,000	3,000	—
計								43,325	46,012	2,687	